

※ これは、2020年7月1日までの^{じょうほう}情報をまとめたものです。



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

令和2年7月1日



しんがた
新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

あたら
(新しいコロナウイルスに^{かんけい}関係する^{とくべつ}特別なルール)

やさしい^{にほんごばん}日本語版

(Digest)



名古屋出入国在留管理局

受入環境調整担当

もっとくわしいことを知り^{ひと}たい人は、

こちらを^みてください →

(^{ほうむしやう}法務省HP)



1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人・・・1～3
 - ◆ 特別なルール
 - ◆ それぞれの理由により日本に入国することができる人
 - ◆ 日本に入国することができない国・地域
2. 新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができない人のための特別なルール・・・4
3. 新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール・・・5
 - ◆ 有効期限に関する特別なルール
 - ◆ 再入国ができず在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール,
在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール
4. 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の特別なルール・・・6～7
5. 新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール・・・8
6. 出入国在留管理庁のHP（やさしい日本語）・・・9

※ これは、2020年7月1日までの情報をまとめたものです。



1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人 (P. 1~3)



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

特別なルール

日本に入国する前、14日以内にP.3に書いてある国・地域にいた人は、日本に入国することができません。
ただし、「日本に入国することができる人」に当たる場合は、日本に入国することができます。

日本に入国することができる人

- ① 入国することができなくなった日までに、日本から外国に行った人で、在留資格 (=Status of Residence) が、
 「永住者」
 「日本人の配偶者等」
 「永住者の配偶者等」
 「定住者」
 の人は、日本に入国することができます。

※ 入国することができなくなった日について、くわしく知りたい人は、P.3を見てください。

- ② ①以外の人、日本に入国することができる場合があります。
くわしくは、P.2を見てください。

- ③ 「特別永住者」の人は、いつでも日本に入国することができます。



1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人（P. 1～3）



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

それぞれの理由により日本に入国することができる人

下の1または2にあたる人は、P.1の「日本に入国することができる人」の①に書いてある在留資格（＝Status of Residence）の以外の人でも、日本に入国した時に、理由を説明できる人は、特別に日本に入国することができます。

※ 「理由を説明できる人」について

日本に入国した時に、その理由について、資料を見せて説明してください。

(example.下の1①の場合)：日本にいる家族の在留カードの写し、「住民票」の写し など

(example.下の2①の場合)：病院の人が作ってくれた書類、病院に行ったことがわかる書類 など

1. 「日本に入国することができない国・地域」(P.3) になる前に、日本から外国に行った人

- ① 日本に家族がいる人で、入国することができないと、家族と一緒に生活することができない人
- ② 日本の学校に通う子どもと一緒に、日本に入国する人のうち、日本に入国することができないと、子どもが学校に行くことができない人
- ③ 日本の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために日本に入国する必要がある人）
- ④ 外国の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために外国に行く必要があった人）
- ⑤ 病気の家族に会うために外国に行く必要があった人・死んでしまった家族のために外国に行く必要があった人

2. 「日本に入国することができない国・地域」(P.3) になった後に、日本から外国に行った人

- ① 外国の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために外国に行く必要があった人）
- ② 病気の家族に会うために外国に行く必要があった人・死んでしまった家族のために外国に行く必要があった人
- ③ 外国の裁判所から呼ばれて、裁判所に行くために、外国に行く必要があった人
- ④ 日本に入国することができる子どもが、ひとりで飛行機に乗ることができないので、その子どもを迎えに行くために外国に行く必要があった人



2



1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人（P. 1～3）



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

日本に入国することができない国・地域

入国することができなくなった日	アジア	オセアニア	北アメリカ	中央・南アメリカ	ヨーロッパ	中東	アフリカ	日本に入国できる人
4/3	インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、アメリカ	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ	4月3日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。
4/29				アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ヘルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ	4月29日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。
5/16	モルディブ			ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア	5月16日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。
5/27	インド、パキスタン、バングラデシュ			アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ	5月27日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。
7/1				ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア	7月1日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。

※ P.1の「日本に入国することができる人」の①に書いてある在留資格の人の場合



2. 新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができない人のための特別なルール



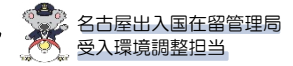
名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができず、困っている人に、
「特定活動」という在留資格（＝Status of Residence）で、自分の国へ帰ることができるようになるまで、日本にいてを認めています。
くわしくは、下の表を見てください。

今の在留資格	期間	仕事について	くわしく
①「留学」 ②～⑥以外の人	6か月	仕事をしたいなら、仕事をすることができます。 ただし、「留学」の人は、1週間のうち、28時間以内です。	「留学」の人は、2020年1月1日より後に、学校を卒業した人が対象です。 「家族滞在」の在留資格（＝Status of Residence）で、家族が日本にいる人は、この家族も「特定活動」に変更してください。
②「技能実習」 「特定活動」 ・建設 ・造船	6か月	仕事をしたいなら、仕事をすることができます。	仕事は、前と同じ仕事をする必要があります。 （仕事をする会社は、前と違う会社でも大丈夫です。）
③「特定活動」 ・インターシップ ・製造業	6か月	仕事をしたいなら、仕事をすることができます。	仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。
④「特定活動」 ・サマージョブ	3か月	仕事をしたいなら、仕事をすることができます。	仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。
⑤「特定活動」 ・EPA 看護師候補者 介護福祉士候補者 ワーキングホリデー	6か月	仕事をしたいなら、仕事をすることができます。	EPA看護師候補者やEPA介護福祉士候補者の人は、 仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。
⑥ 例外 （＝exception）	3か月未満	仕事をするできません。	下の理由の人は、3か月未満の期間になる場合があります。 ・在留資格の変更や期間更新が認められなかった人 ・今の在留資格が、「特定活動」（出国準備期間）の人 ・難民申請中の人で、3か月以上の在留期間を認めることができない人 ・2020年1月1日より前に、学校を卒業した人や卒業する前に学校をやめた人 ・観光や日本にいる家族に会うために日本に入国した人



3. 新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール



特別なルール

新しいコロナウイルスのせいで、再入国許可(=Re-entry)の期限までに、日本に帰ることができなかった「永住者」の人は、日本に入れるようになった後に、「永住者」として、日本に入れます。

特別なルールをうけられる人

再入国許可(=Re-entry)の期限が、2020年1月1日から、「日本に入ることができるようになった日」から1か月後までの人が特別なルールをうけることができます。

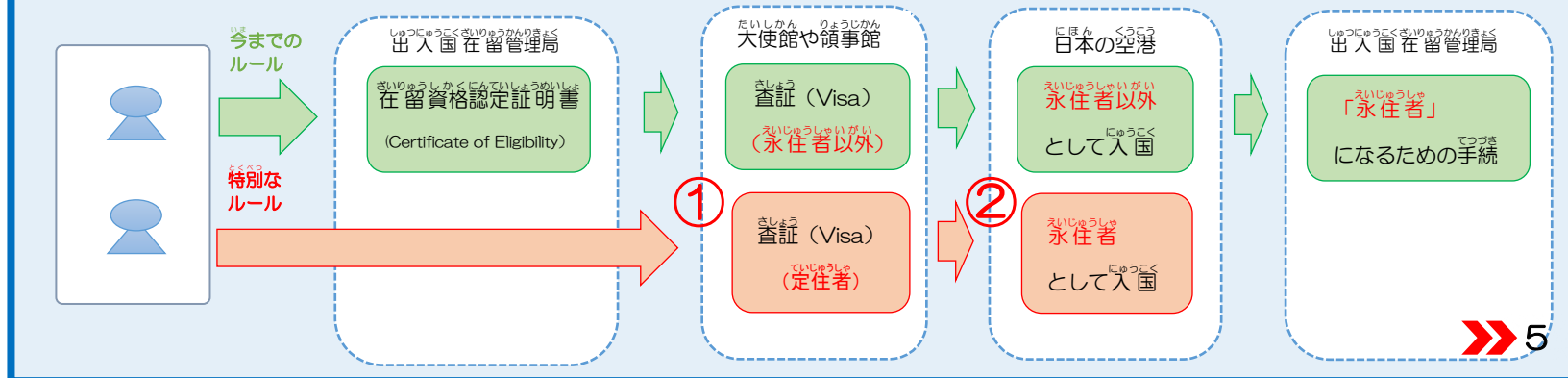
手続の方法

- ① 日本に入れるようになってから、6か月以内に大使館や領事館で「定住者」の査証(=Visa)をもらってください。
- ② 日本に入ってから、日本の空港で、「永住者」として入国するための手続をします。

※ 査証(=Visa)のことは、大使館や領事館に聞いてください。
https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/multi.html



Flowchart





4. 在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) に関する特別なルール (P.6~7)



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

有効期限に関する特別なルール

在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) の有効期限については、「これまでの特別なルール」をやめて、「**新しい特別なルール**」で扱うことになりました。
くわしくは、下の表を見てください。

これまでの特別なルール	新しい特別なルール
<p>① 対象になる在留資格 (=Status of Residence) 在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) がもらえるすべての在留資格 (=Status of Residence)</p>	<p>① 対象になる在留資格 (=Status of Residence) 在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) がもらえるすべての在留資格 (=Status of Residence)</p>
<p>② 対象になる国・地域 すべての国・地域</p>	<p>② 対象になる国・地域 すべての国・地域</p>
<p>③ 対象になる在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) すべての在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility)</p>	<p>③ 対象になる在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) 2019年10月1日から2021年1月29日までに作られたもの</p>
<p>④ 有効期限 「3か月」⇒「6か月」</p>	<p>④ 有効期限 下のうち、早い日 ・ 日本に入国することができるようになった日から6か月 ・ 2021年4月30日まで</p>
<p>⑤ 条件 大使館や領事館で査証 (=Visa) をもらうとき、日本にいる在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) をもらうための手続をした人が、「手続をしたときの活動内容どおりに日本に呼ぶことができる」ことを書いた書類を提出することができる人</p>	<p>⑤ 条件 大使館や領事館で査証 (=Visa) をもらうとき、日本にいる在留資格認定証明書 (=Certificate of Eligibility) をもらうための手続をした人が、「手続をしたときの活動内容どおりに日本に呼ぶことができる」ことを書いた書類を提出することができる人</p>



6







4. 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の特別なルール（P.6～7）



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

① 再入国ができずに在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール

② 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール

	① 再入国ができずに在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール	② 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール
対象	<p>日本から外国に行く前から、日本での活動内容や身分関係が変わらない人が対象です。</p> <p>つぎのどちらにも当たる人</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可（Re-entry）の期限が、2020年1月1日より後の人 日本に入国することができるようになった日から1か月後までに再入国許可（Re-entry）の期限が過ぎる人 <p>※ 在留期間が終わるまで1か月未満の人で、在留期間が終わるまでに、外国から日本に入国することができない人も対象です。</p>	<p>前回の申請から内容が変わっていない人が対象です。</p> <p>※ 2020年10月1日から2021年1月29日までに作られた在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）を持っている人の在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限については、特別なルールがあります。くわしくは、P.5を見てください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 <p>※ 申請書は、在留資格によって様式（=Form）が違います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）をもらうための手続をする人が書いた理由書 <p>※ Form1：「技術・人文知識・国際業務」や「留学」など Form2：「日本人の配偶者等」や「定住者」など</p> <ul style="list-style-type: none"> 今まで使っていた在留カード <p>※ 写真やFAXでも大丈夫です。提出できないときは、その理由を書いたものを提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 <p>※ 申請書は、在留資格によって様式（=Form）が違います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）をもらうための手続をする人が書いた理由書 <p>※ Form3：「技術・人文知識・国際業務」や「留学」など Form4：「日本人の配偶者等」や「定住者」など</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限が過ぎてしまった在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility） <p>※ 原本を提出してください。また、提出できないときは、その理由を書いたものを提出してください。</p>
理由書の参考様式（Form）	<p>Form 1 </p> <p>Form 2 </p>	<p>Form 3 </p> <p>Form 4 </p>

5. 新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール

新しいコロナウイルスを広げないために、窓口が混まないようにしています。
くわしくは、下の表を見てください。

	特別なルール	例 (=example)
在留資格変更許可申請 (在留資格を変える申請) 在留期間更新許可申請 (在留資格を更新する申請)	今の在留カードに書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月31日までの人は、在留カードに書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、書類を出せば大丈夫です。	在留期限が2020年5月11日までの人 ⇒2020年8月11日まで大丈夫です。
在留カード関係の届出 ・名前が変わったとき ・有効期限更新 ・無くしてしまったとき	書類を出す期限が、2020年3月1日から7月31日までの場合、その期限から3か月が過ぎる日までに、書類を出せば大丈夫です。	「永住者」の在留カードの有効期限が、2020年6月7日までの人 ⇒2020年9月7日まで大丈夫です
在留カードの受け取り	今の在留カードに書いてある在留期限から、5か月後まで、新しい在留カードを受け取ることができます。	今の在留カードに書いてある在留期限が、2020年5月1日までの人 ⇒2020年10月1日まで新しい在留カードを受け取ることができます。

「永住者」の在留資格に変えたい人は、今の在留カードに書いてある在留期限までは、いつでも書類を出すことができます。
新しいコロナウイルスが落ち着いてから来てください。



6. 出入国在留管理庁のHP（やさしい日本語）



名古屋出入国在留管理局
受入環境調整担当

URL・QRコード

新しいコロナウイルスに関する特別なルールについて、出入国在留管理庁のHPに、やさしい日本語で書いてあるものをまとめました（※ この資料に書かれていない特別なルールもあります。）。

新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール

①

②

① <http://www.moj.go.jp/content/001319639.pdf>



② <http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>

新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール

<http://www.moj.go.jp/content/001323038.pdf>



在留資格認定証明書(=Certificate of Eligibility)の有効期限のための特別なルール

<http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf>



会社を働けなくなってしまった人への案内（新しい会社を見つけるための支援）

<http://www.moj.go.jp/content/001320755.pdf>



技能実習生の人への案内

<http://www.moj.go.jp/content/001320755.pdf>

